

中間連結財務諸表

当行の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

■ 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	212,543	227,873	預 金	1,160,949	1,172,922
コールローン及び買入手形	715	661	借 用 金	128,814	135,680
買入金銭債権	1,018	1,058	外 国 為 替	2	9
有 価 証 券	145,582	146,976	そ の 他 負 債	6,492	2,369
貸 出 金	957,113	955,854	役 員 賞 与 引 当 金	5	5
外 国 為 替	1,213	936	退職給付に係る負債	1,827	1,729
リース債権及びリース投資資産	5,834	6,295	役員退職慰労引当金	319	334
そ の 他 資 産	8,884	9,209	睡眠預金払戻損失引当金	49	6
有 形 固 定 資 産	15,390	15,533	偶 発 損 失 引 当 金	46	75
無 形 固 定 資 産	703	623	繰 延 税 金 負 債	6	154
繰 延 税 金 資 産	46	9	再評価に係る繰延税金負債	716	716
支 払 承 諾 見 返	618	593	支 払 承 諾	618	593
貸 倒 引 当 金	△ 4,088	△ 4,062	負 債 の 部 合 計	1,299,849	1,314,597
			(純資産の部)		
			資 本 金	5,481	5,481
			資 本 剰 余 金	1,487	1,487
			利 益 剰 余 金	33,074	33,956
			株 主 資 本 合 計	40,043	40,925
			その他有価証券評価差額金	4,177	4,502
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0	0
			土 地 再 評 価 差 額 金	1,115	1,115
			退職給付に係る調整累計額	9	21
			その他の包括利益累計額合計	5,302	5,639
			非 支 配 株 主 持 分	381	400
			純 資 産 の 部 合 計	45,727	46,965
資 産 の 部 合 計	1,345,577	1,361,563	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,345,577	1,361,563

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)	令和5年度中間期 (令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで)
経 常 収 益	8,446	8,636
資 金 運 用 収 益	5,198	5,287
（うち貸出金利息）	4,664	4,719
（うち有価証券利息配当金）	389	421
役 務 取 引 等 収 益	1,657	1,674
そ の 他 業 務 収 益	1,446	1,367
そ の 他 経 常 収 益	144	307
経 常 費 用	7,311	7,395
資 金 調 達 費 用	107	85
（うち預金利息）	106	83
役 務 取 引 等 費 用	985	1,025
そ の 他 業 務 費 用	1,275	1,401
営 業 経 費	4,598	4,649
そ の 他 経 常 費 用	344	233
経 常 利 益	1,135	1,241
特 別 損 失	12	2
固 定 資 産 処 分 損	4	2
減 損 損 失	8	-
税金等調整前中間純利益	1,122	1,238
法人税、住民税及び事業税	389	318
法 人 税 等 調 整 額	△ 30	82
法 人 税 等 合 計	358	401
中 間 純 利 益	764	837
非支配株主に帰属する中間純利益	7	11
親会社株主に帰属する中間純利益	756	825

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)	令和5年度中間期 (令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで)
中 間 純 利 益	764	837
そ の 他 の 包 括 利 益	△ 601	285
その他有価証券評価差額金	△ 602	286
繰延ヘッジ損益	0	0
退職給付に係る調整額	1	△ 1
中 間 包 括 利 益	162	1,122
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	155	1,110
非支配株主に係る中間包括利益	7	11

■ 中間連結株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	32,517	-	39,486
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 199		△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益			756		756
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	556	-	556
当中間期末残高	5,481	1,487	33,074	-	40,043

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,780	0	1,115	7	5,904	374	45,765
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益							756
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 602	0	-	1	△ 601	6	△ 594
当中間期変動額合計	△ 602	0	-	1	△ 601	6	△ 38
当中間期末残高	4,177	0	1,115	9	5,302	381	45,727

令和5年度中間期（自令和5年4月1日 至令和5年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	33,330	-	40,299
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 199		△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益			825		825
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	626	-	626
当中間期末残高	5,481	1,487	33,956	-	40,925

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,215	0	1,115	23	5,354	389	46,043
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益							825
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	286	0	-	△ 1	285	10	295
当中間期変動額合計	286	0	-	△ 1	285	10	921
当中間期末残高	4,502	0	1,115	21	5,639	400	46,965

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)	令和5年度中間期 (令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,122	1,238
減価償却費	378	401
減損損失	8	-
貸倒引当金の増減(△)	288	△ 247
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	-	0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1	△ 25
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	17	△ 1
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 3	△ 13
偶発損失引当金の増減(△)	8	34
資金運用収益	△ 5,198	△ 5,287
資金調達費用	107	85
有価証券関係損益(△)	21	208
為替差損益(△は益)	△ 3	△ 1
固定資産処分損益(△は益)	4	2
貸出金の純増(△)減	△ 29,328	852
預金の純増減(△)	20,329	18,960
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 55,261	△ 11,721
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 336	△ 174
コールローン等の純増(△)減	65	273
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 247	820
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 7	△ 17
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	79	△ 142
資金運用による収入	5,300	5,299
資金調達による支出	△ 116	△ 81
その他	766	△ 3,594
小 計	△ 62,003	6,867
法人税等の支払額	△ 368	△ 339
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 62,371	6,528
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 20,489	△ 30,416
有価証券の売却による収入	-	6,824
有価証券の償還による収入	9,522	9,616
有形固定資産の取得による支出	△ 490	△ 306
有形固定資産の除却による支出	△ 70	△ 18
有形固定資産の売却による収入	30	-
無形固定資産の取得による支出	△ 42	△ 50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,540	△ 14,352
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△ 199	△ 199
非支配株主への配当金の支払額	△ 1	△ 1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 200	△ 200
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	3	1
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 74,109	△ 8,023
VI 現金及び現金同等物の期首残高	283,902	233,631
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	209,793	225,608

注記事項(令和5年度中間期)
(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
但銀ビジネスサービス株式会社
但銀リース株式会社
- (2) 非連結子会社
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年～50年
その他 2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下「非保全額」という。)のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,169百万円であります。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (6) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間未までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法であります。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用:発生年度に全額を損益処理
数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間未の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法による方法であります。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによる方法であります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
出資金 0百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表上の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、[その他資産]中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,068百万円
危険債権額 6,033百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 66百万円
合計額 11,168百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが及ばない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
1,372百万円
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 74,156百万円
貸出金 82,851百万円
計 157,007百万円
担保資産に対応する債務
預金 601百万円
借入金 135,400百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 1,194百万円
 その他資産 6,000百万円
 また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 563百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 217,266百万円
 うち原契約期間が1年以内のもの 216,901百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法に基づいて、実行価格補正等の合理的な調整を行って算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,252百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,425百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 2,860百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。
 給料・手当 1,628百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
 貸出金償却 15百万円
 貸倒引当金繰入額 162百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
 (単位:千株)

	当連結会計年度		当中間連結会計期間		摘 要
	期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当期末株式数	
発行済株式					
普通株式	79,875	-	-	79,875	
合 計	79,875	-	-	79,875	
自己株式					
普通株式	-	0	0	-	(注)
合 計	-	0	0	-	

(注) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加、減少は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月29日 定時株主総会	普通株式	199	2.5	令和5年 3月31日	令和5年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年11月22日 取締役会	普通株式	199	その他 利益剰余金	2.5	令和5年 9月30日	令和5年 12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	227,873百万円
定期預け金	△1,295百万円
その他の預け金	△969百万円
現金及び現金同等物	225,608百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項
 中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次項には含まれておりません（注1）参照。また、現金預け金、買入金銭債権、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 (単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	146,370	146,372	2
① 満期保有目的の債券	5,266	5,269	2
② その他有価証券	141,103	141,103	-
(2) 貸出金	955,854		
貸倒引当金(※)	△ 4,016		
	951,837	949,528	△ 2,309
資 産 計	1,098,207	1,095,901	△ 2,306
(1) 預 金	1,172,922	1,172,958	36
(2) 借 用 金	135,680	135,680	-
負 債 計	1,308,602	1,308,638	36

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	45
組合出資金(※2)	560

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)	51,232	89,870	-	141,103
うち国債	37,571	-	-	37,571
地方債	-	81,839	-	81,839
社債	-	7,671	-	7,671
株式	13,660	-	-	13,660
その他	-	360	-	360
資産計	51,232	89,870	-	141,103

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(満期保有目的の債券)	-	2,437	2,832	5,269
うち地方債	-	1,931	-	1,931
社債	-	505	2,832	3,337
貸出金	-	-	949,528	949,528
資産計	-	2,437	952,360	954,797
預 金	-	1,172,958	-	1,172,958
借入金	-	135,680	-	135,680
負債計	-	1,308,638	-	1,308,638

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはスワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に自行保証付私募債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該時価を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規預金が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当行のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	582円97銭
-----------	---------

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益	円	10.33
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	825
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	825
普通株式の期中平均株式数	千株	79,874

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

■セグメント情報等

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは銀行業務を基礎とした金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間(自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
顧客との契約から生じる収益	1,657	-	1,657	-	1,657	-	1,657
その他の収益	5,369	1,401	6,770	19	6,789	-	6,789
外部顧客に対する経常収益	7,026	1,401	8,427	19	8,446	-	8,446
セグメント間の内部経常収益	73	147	220	18	239	△ 239	-
計	7,099	1,548	8,648	37	8,686	△ 239	8,446
セグメント利益	1,112	23	1,135	1	1,136	△ 1	1,135
セグメント資産	1,345,745	8,294	1,354,039	212	1,354,252	△ 8,675	1,345,577
セグメント負債	1,301,049	7,531	1,308,581	32	1,308,613	△ 8,763	1,299,849
その他の項目							
減価償却費	375	4	379	0	379	△ 0	378
資金運用収益	5,233	0	5,233	0	5,233	△ 34	5,198
資金調達費用	127	33	161	-	161	△ 54	107
特別損失	12	-	12	-	12	-	12
(固定資産処分)	4	-	4	-	4	-	4
(減損損失)	8	-	8	-	8	-	8
税金費用	350	7	358	0	358	△ 0	358
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	826	0	827	-	827	-	827

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差額調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額の差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、不動産賃貸業等であります。

3. 「顧客との契約から生じる収益」には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。

4. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「特別損失」「税金費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

5. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

当中間連結会計期間(自令和5年4月1日 至令和5年9月30日)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
顧客との契約から生じる収益	1,674	-	1,674	-	1,674	-	1,674
その他の収益	5,596	1,346	6,943	19	6,962	-	6,962
外部顧客に対する経常収益	7,270	1,346	8,617	19	8,636	-	8,636
セグメント間の内部経常収益	83	147	231	18	249	△ 249	-
計	7,354	1,493	8,848	37	8,886	△ 249	8,636
セグメント利益	1,206	35	1,241	0	1,242	△ 1	1,241
セグメント資産	1,361,345	8,606	1,369,951	214	1,370,166	△ 8,602	1,361,563
セグメント負債	1,315,463	7,805	1,323,268	32	1,323,301	△ 8,703	1,314,597
その他の項目							
減価償却費	397	4	401	-	401	△ 0	401
資金運用収益	5,323	0	5,323	0	5,323	△ 36	5,287
資金調達費用	102	34	137	-	137	△ 51	85
特別損失	2	-	2	-	2	-	2
(固定資産処分)	2	-	2	-	2	-	2
税金費用	389	11	401	0	401	△ 0	401
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	407	2	410	-	410	-	410

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差額調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額の差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、不動産賃貸業等であります。

3. 「顧客との契約から生じる収益」には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。

4. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「特別損失」「税金費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

5. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

(関連情報)

前中間連結会計期間(自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,669	389	1,657	1,401	329	8,446

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自令和5年4月1日 至令和5年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,725	421	1,674	1,346	468	8,636

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前中間連結会計期間(自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自令和5年4月1日 至令和5年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。